

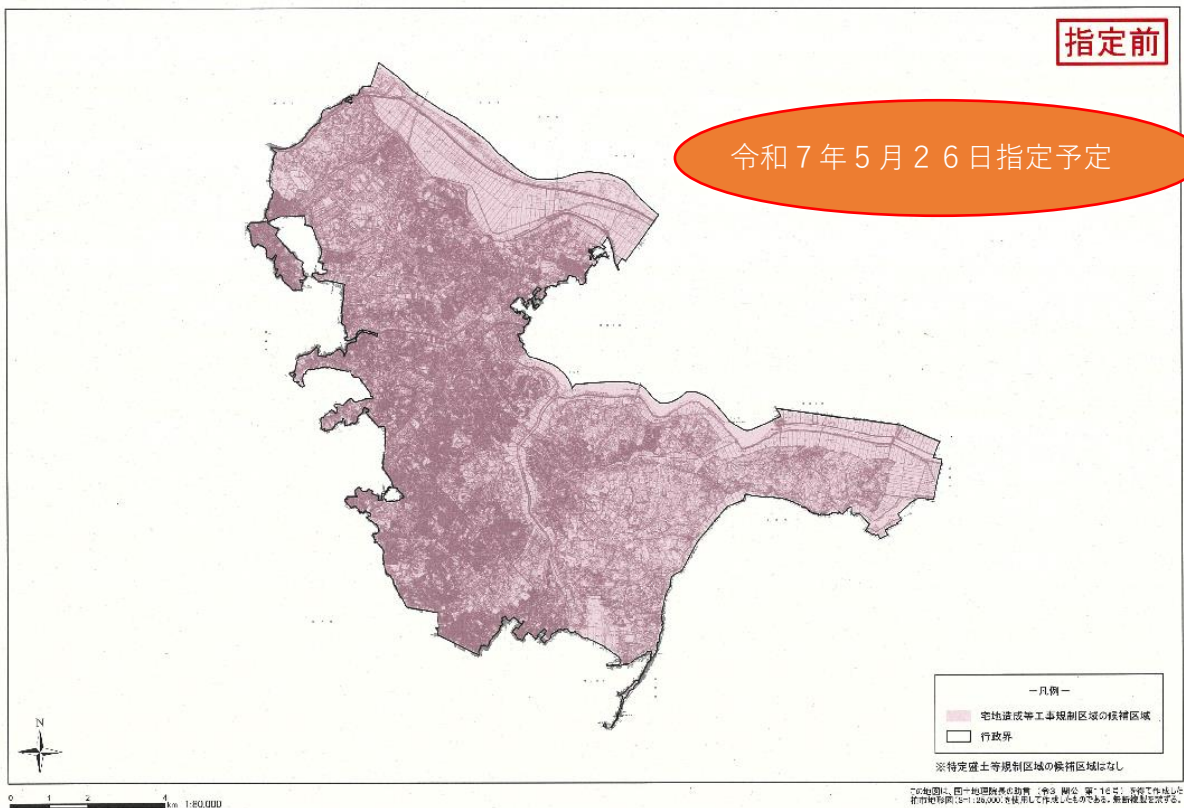
盛土規制法に基づく，新たな規制区域の指定を予定しています。

盛土等を包括的に規制するため，「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が，令和5年5月26日に施行されました。

柏市では，このたび，盛土規制法に基づき，新たな規制区域の指定を行うための基礎調査を実施し，柏市内全域が宅地造成等工事規制区域の候補区域となりました。

**柏市内全域が，宅地造成等工事規制区域の候補区域
（特定盛土等規制区域の候補区域はありません）**

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域（柏市）



新たな規制区域は，令和7年5月26日（月曜日）に指定することを予定しています。指定に伴い同日より，柏市内全域において，盛土規制法の規定が適用されることとなります。